

ようしくご審議の上、ご認定下さることをお願い申し上げます。

議長(石川信義君) 引き続き監査委員から監査結果について報告を求めます。

(監査委員 塩野鉄之助君 登壇)

○監査委員(塩野鉄之助君) ご指名をいただきましたので、昭和四十七年度

福生市一般会計歳入歳出決算の審査報告いたします。

一としまして審査の期間昭和四十八年九月二十五日から昭和四十八年

十一月二日、二、審査の対象、福生市一般会計歳入歳出決算、三と

いたしまして審査の手続き、この決算審査に当つては、市長から提出

された決算書類が法例に準拠して調整されてゐるか否かを検証する

ため、関係諸帳簿及び調書類との照合等通常実施すべき審査

手続きを実施した。さらに予算が適正かつ効率的に執行されて

ゐるか、事務事業が経済的効果的に行なわれたか等を主眼として

審査を実施した。四としまして審査の結果、審査に付された一

般会計の決算書並びに附属調書は法例に基づいて調整されてあり、

各計数は関係書帳簿及び証書類と照合の結果誤りが認めら

れなかった。

続きまして意見書の六ページをお開き願ひたいと思ひます。

決算の内容についてにつきましては、ただいま収入役から報告がありまし

たとありふあり、当年度の歳入歳出決算額を前年度と比較する

と、歳入におよそ二・五%歳出におよそ二四・五%各増となつてあり、

歳入歳出差し引き残額は一千五百九十五万七千八百円、金額翌年

度に繰り越されてゐる。

さらに、この額から前年度の実質収支額七千七百十八万六千二百六十

八月を差し引き、単年度収支額は六千四百二十二万九千八百十八月の

歳入額の不足となつてゐる。これは歳出額の執行率が前年度よ

り〇・五%向上したこと、また歳入では対予算額の収入率が、前

年度より三・〇%低下したことによるものであり、収入率の向上につ

いては一層の努力を望みたい。

続いて歳入については八ページの一覧表のとおり予算額に対し四つ

の款が予算額に不足してありますが、その他はおおむね順調な収入率

を示してゐる。

歳入について各款に見ると、第一款の市税については、十ページに示すとおり調整額は前年度に比べ一億四千七百六千四百九十二円、二・七八%の増加であり、徴収率は九六・五六%と前年度、あるいは前々年度と比較して順調な収入率であると見受けられた。なお不納決算処分額が七十六万一千九十五円あるが、これは前年度と比べ二十七万五千八百六十円減少しており、内容は時効転居先不明によるものであり、現時点ではやむを得ないものと思われる。また、滞納額は二千七百三十四万四千五百五十五円であり、前年度より約六百万円増加してあり、今後滞納額の徴収には一層の研究と努力を望むものであります。

続いて第二款の地方譲与税から第十三款の繰越金まではおおむね順調な収入状況であると見受けられた。

次に十七ページの第十三款諸収入については、予算額に対して、収入済額が二千二百四十八万六千七百二十六円の不足であり、おもなものは収益事業収入の一千九百七十五万円である。このように予算額に対し多額の減収は財政上、好ましいことではないので、事前に補正等適切な処

置を望むものであります。

続きまして、歳出に移り当年度の支出済額は、前年度と比較して四億四千百十六万七千七百十五円の増加であり、予算執行率は九八・三%となっている。

款別に増加したおもなものは土木費三六・三一%、教育費二一・九%、総務費三二・六二%、民生費二一・七六%等であり、

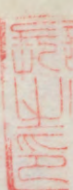
次に執行率については議会費におそは九七・七六%、また総務費では九九・三五%等が執行されております。民生費九七・七六%、衛生費におそは九八・八二%と各款とも前年度よりよい執行率になっております。労働費におそは九三・六一%、農林水産業費では九六・八八%、商工費におそは八六・八九%と前年度より二・三六%執行率が低くなっております。

これは中小企業振興資金預託金か前年度の一千万円から二千万円に増額されたが、利用者の関係で四百万円が不納額となったためであり、この預託金を除きますと商工費は九六・九二%の執行率になっております。

土木費におそは九九・五一%と一番高い執行率であり、支出済額は四億七千三百五十六万四千四百九十九円と、歳出総額の二一・三九%を占めております。



計画された事務事業は、おおむね執行され、特に当年度から都施行を  
着工された多摩川上流流域下水道事業など、下水道事業関係の経  
費が大幅増となっております。消防費におおむねは九八・八二%、また  
教育費におおむねは九九・四%の執行率となっております。教育費  
の支出済額は五億七千九百四十一万一千八百九十九円であり、前年度より  
二・九%増加して、歳出総額の二六・一七%を占めております。執行  
額の五七・三%は工事請負費で占められており、これは市民体育館  
を初め、六小増築などの建設工事がおもなものであります。なお、不用  
額五百六十一万一千四百一円については、諸経費の節約等の残額であり  
ます。中には少額ではありますが、予算計上されながら支出されず  
不用額になったものも見受けられたが、今後はこのような場合、補正等  
適切な処置を望むものであります。公債費におおむねは九八・一%が  
執行されております。当年度の予備費は一千七万二千円が他の款に充  
用されており、これは前年度の四八・五六%に当り半減してあります。が、  
流用は極力さけて、今後は最小限にとめるよう要望いたします。  
以上で、審査報告とさせていただきます。よろしくご検討ご審議下さい。



ますよう、お願いいたします。報告とさせていただきます。  
議長(石川信義君) 以上で、提案理由の説明及び監査結果の報告  
は終わりました。

これより本業に対する質疑を行ないます。  
○一番(貫井喜代次君) 一二、おきねいたします。

先ほど収入役からも、今また監査委員からも説明がありました。け  
れども、予備費の流用がこの決算書を見ますと各款、各款と申  
しても、これを見ますと十款にあたる合計一千七万二千円が流用に  
なっております。その中で九十一ページにある老人福祉費の節の二十  
の扶助費の六十二万二千円が予備費から流用となっておりますけれども、  
これが流用額に対して不用額が四十六万三千九百七十三円と実質的には  
従って五万八千二百七十四円ですが、これが使われたと思うんですけれども、  
従って支出に対して、約九倍ばかりの予定流用額より使わなかったんじや  
ないかというふうに思うんですけれども、その経過はというふうなあれ  
で、こういうふうなもの不用額が出たのか、これには関連して歳入に  
おける三十三ページの老人福祉費の負担金収入済額が百二十三万二千六

百六十六円ですか。都の負担金を受け、内容等の関係があるのかなのか、またそういふうなことがあつたらそれらについて説明をお願ひしたい。それからこの百四十七ページの消防設備のうちで、節の二十二の補償補てん及び賠償金におつて、予算額の半額にも当る不用額があるわけですか。五十七万一千四百十円があらうか、これが不用額となつた原因、何かあるからこういう不用額があつたんだと思うんですけれども、当初の計画に対してこの二点をお聞きいたします。

○福祉事務所長（森田 盛君） 實井議員さんの老人関係につきましても、直接歳入へ入つてはこれは関連ございません。それは歳出の方の予備費からの流用との関係でございますが、当初予算組みましてその後施設扶養者が増えまして予算が足りなくなつてしまつたということで予備費から流用してあり、その後も老人関係施設を扶養者がふえるんではなかという事で補正をお願ひしたわけでございます。それが結果的にはそれが実施されなかつたということで、事務上の不手際があつたわけでございます。今後こういうことのないように注意してござ

たいと思つます。

○秘書職員課長（高水 求君） 百四十九ページだと思つますが、消防費の防火貯水槽、これを設置する場合の補償料でございますが、確か、当初坪当り一万円程度出たと思うんですけれども、このようなものについては地元の町会長さん、あるいは議員さん、各位のお骨あり等なだましまして、五千円半額ぐらゐでそれらの用地をお借りすることができたといううなことで、当初の予算と比べてかなりご協力をしたんだと思つたこと、このような結果になつたと思つます。

（了解と呼ぶ者あり）

○十番（松山 清君） 何点か質問をいたします。

市税関係なんですけれども、収入未済額の点についてもう少しくわしく知らせてほしいと、件数それから金額で、たとえば一万とか二万とか分類しながら、そのことについて一つ分類したものをお知らせしてほしいと、それからページ六十九の納税貯蓄組合のところでありますけれども、これはかなり百数十万円補助金として出されたわけですか、この効果というものがどうもどういふ点から、こういう納税貯蓄組合

に出されたのか。収入事情を見ますと、納税貯蓄組合のほうは、かなり行政報告書で見える限りにおいては、1%以上収入率が全体から見ても落ちてしまっている。これはおつと前、こういう収入率というのは昨年度から1%以上落ちてしまっている。そういう点で、この組合のそういう関係ですね。なぜそういうふうになつたのか。一つそういうことを聞きたいです。

それから各いろいろな款にわたると思うんですが、やはりこれは例年各自治体の問題になるわけなんですけれども、超過負担の問題があると思うんですが、そういう点で、超過負担について出まると限りくわしく超過負担との関係ですね。超過負担がどのくらいあるのか、甲七年度で福生でどのくらい出たか、それを一つお聞きしたい。これは非常に自治体の問題になつていっていることなんです。一つその点についてお聞きしたいと思っております。

○税務課長（島田 盤君） 松山議員さんの質問に対してお答えした

いたします。

まず第一点の未収金の関係でございますが、決算書十九ページに

ございますが、未収金は本年度二千七百三十四万四千五百五十五円で、これは市税総額の3.4%に当ります。なお参考までに申しあげますと、先ほど収入役さんから報告がありました、徴税に対しては収入は九六.六%で、しかも十年間の内の二位を占めております。したがって未収金もこの率でいいということでござりますが、さらにこの二千七百三十四万四千五百五十五円を現年度滞納関係にのけてみますと、現年度関係で千八百三十三万四千四百九十五円、滞納が繰越金の関係で九百三十一万二千六百六十九円でございます。さらにそれを各税目別に未収金をのけて見ますと、市民税関係で一千九百八十四万五千五百二十五円、固定資産税関係で四百七十四万八千三百五十四円、軽自動車関係で百三十三万六千二百五十九円、それから都市計画税関係で百三十九万四千四百二十六円、こういうことでござります。

さらにまた未収関係の件数と、未納者数について申しあげますと、市民税のうち個人が一万七千九百八十八件、未納者数にいたしまして二千九百九人、同じく市民税の法人関係で七十七件の七十八人、固定資産税、これは都市計画税と通知書が一緒になつておりますので、

重複したものは、件数に二、千二百五十三件、人員に二、千二百五十三人、軽自動車税関係は八百二十九件の同人数の八百二十九人で、合計したものと約件数が一万二千九百五十三件、人員は三千二百九十四人になります。

それから端納のラニリ別のお話でございますが、大きなところを申しあげますと、やはり千円未満が一番多いようでございます。

これが七百八人になります。次は千円から三千円クラスは五百九十四人、三千円から五千円クラスは八百十三人、五千円から七千円までは三百二十五人、最高五万円以上というものが百八人ばかりあります。それらを合計いたしますと、先ほど申しあげました総数が三千二百九十四人というものでございます。

それから、納税組合の納税率が落ちたということですが、ちよつとこれはまだ内容を分析して頂きたいので判明いたしません。

○企画財政課長（上野重勝君） 第三点の超過負担の問題ですが、これは二点のことと思ひますが、国の工事費につきましては、一定の基準額というものを定めてあります、通常ですとその基準額の

範囲内をやつていくということです、実際問題としてはなかなかその範囲内におさまらないという実情でございます。それからさういふことは、学校の面積などは、基準面積というものがあつて、その基準面積の範囲内ではそれだけの国、都の補助金が出ますと、ほかの学校等の関連等ではなかなか基準面積以内には入らない。この場合合計に支出するといふような場合もあつて、超過負担の問題についてはいろいろな面から超過負担の問題がございます。それが国が基準額が低いという問題もありますし、それから市の行政としてやらなくてはいけないう問題もある問題があります。それも教育費、あるいは土木費、都市計画全般にあつてあるわけです。しかしさういふことは、それぞれの細かい内容について資料を持ち合わせてありますので、今開期中にあつては、他に連絡をとつて調査の上、報告を申しあげます。以上です。

○十番（松山清君） 資料については、それを一つお願ひした人ですけれども、それを一つ申しあげておきたいのは、二割五分自治とか三割自治とかこれは収入役さん市長さんも言つておられるね、そういう認識に

立つてゐることは結構な人ですけれども、そういう自治体の中で、超過  
負担問題というのは非常に大きなものを占める人じゃないかと思うんです。  
そうしますとそういう超過負担について、各自治体とも「齊に政治に  
対してその問題について新設なり起こしてゐるところもあるわけですね。  
そういう点ではやはり福生市としましては、そういう実態を的確に  
一把握してほしいと思うんです。そういう上になくて、やはりこれはもう  
当然政府に対して要求する（き）ものであります。市政としてもですね、政府に  
そういうものを要求していくと、積極的な市政に立つてもうソたいと思うわ  
けです。それについて議会な人かいつままして、超過負担な人か  
についての決議等をしてゐるところも相当あるところありますけれども、  
そういう点で、そういうもののつわゆる二割五分とか三割自治という  
ことでですね、言うだけにやなくて、そういうものを正確に把握して  
要望していくと、そういう姿勢を一つの人でもういたいということさ  
要望してまいります。

議長（石川信義君） ほかにありませんか。

（応答なし）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

○十一番（伊藤忠次郎君） この際 動議を提出いたします。

たゞし議題にうづあります議案第百十五号については、総務、  
建設、厚生の上常任委員会付託し、審査せしめられんことを望  
みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おけりいたします。たゞし伊藤忠次郎

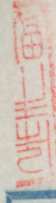
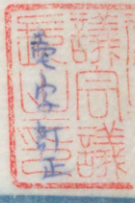
君から所定の賛成者を得て、本案は総務、建設、厚生各  
委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されました。  
本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よつて議案第百

十五号は総務、建設、厚生各委員会に付託することに決定を  
いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第六議案第百十六号 昭和四十七



年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを  
議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 会計課長 森田 武君

( 会計課長 森田 武君 登壇 )

○会計課長( 森田 武君 ) 二指名によりまして 議案第百十六号 昭和  
四十七年度 福生市国民健康保険特別会計決算の認定につきまして  
説明申し上げます。

百九十四ページを、お聞き願います。

国保会計は医療費の動向に影響を受けてまして、その伸び率に  
よって、われわれ担当者としてしましうは一喜一憂してゐるが、各市町村  
の国保の財政であるわけでございます。

四十七年度の福生市の状況を見ますと過去五年間、対前年度の  
平均伸び率は一二に對しまして、四十七年度と四十六年度の伸び率  
が一三六と大分大きな伸びを示してあります。これは四十七年二月に改正  
されました医療費、あるいは被保険者の増加等が、その要因であると  
思われます。

福生市議会

その支出に對しまして 収入でございます。保険料の伸びを見ますと  
同じく対前年度の比は一三と医療費の一三六の伸びより大きく下回って  
あります。年ごとに国保事業の運営がだんだん困難になってきて  
いるというのが現在の状況であります。

それでは、まず第一款の保険料七千七百九十九万七千二百円、これは調  
定額に對しまして九三・一五%の収入でございます。なお、不納欠損  
額が六千六千三百七十円、これは生活保護費、世帯の移動、あるいは  
所在不明等によりまして不納欠損でございます。

第二款の国庫支出金一億二千三百六十一万四千三百四十一円、収入全体  
に對しまして五四%を占めてあります。これは国庫員拠金は、事  
務費と医療費に對するものであります。補助金は調整交付金  
その他補助金でございます。

三款の都の支出金一千六百七十七万五千五百七十九円、これは保険給付費  
に要するものの費用で、七百三十三万八千四百三十五円が東京都から  
支出されております。なお、残りが事務費等に對する補助金と  
なっております。

四款の繰入金四百万円、これは一般会計から昭和四十六年度より百万円ふえてあります。

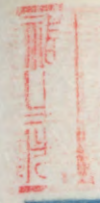
次に第五款繰越金は四十六年度からのものであります。

以上、合計したところ二億三千四百八千五百三十七円が収入合計でございます、収入率は一二・四八％に達しております。

次に歳出の百九十六ページ。  
まず一款の総務費が一千四百二十七万六千二百三十二円、歳出総額の六％でございますが、このうち六七％が職員の人件費、残りが保険給付費その他となっております。

第二款の保険給付費二億六千二百五十四千円、これが全体の骨幹を占めております九二％に達しております。これは医療機関（の支払）二億六千六十六万五千四百十四円、それから被保険者への付加給付が三百六十一万九千七百六十六円となっております。なお、参考まで被保険者の医療費を見ますと、二万一千九百一十一円で、対前年度に較べたところ一・一六％やはり伸びております。

三款の保険施設費六万三千二百円、次の第五款の諸支出金、これは



国、あまは東京都からの補助金の精算金の返還金でございます、二百五十九万三千八百八十七円でございます。歳出合計が二億二千三百十八万七千四百三十一円、これを差し引きましたところ、翌年度へ繰越される数字が七百三十二万一千四百六十六円と相成るわけでございます。

以上はただ簡単なものでございますが、これを説明を終わります。なおよろしくご審議の上ご認定下さるようお願い申し上げます。

議長（石川信義君）引き続き監査委員から監査結果について報告を求めます。

（監査委員 塩野鉄之助君 登壇）

○監査委員（塩野鉄之助君）ご指名をいただきましたので、審査の対象であります昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査報告をいたします。

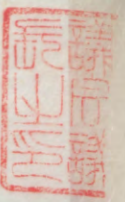
審査の期間、審査の対象、審査の手続き等については、一般会計と同一時点に行なわれましたので、朗読を省略させていただきます。内容についてはただいま会計課長から報告がありましたとおりであり、前年度と比較して歳入が一七・七二％、歳出が二四・七五％の各増と

なるあります。歳入、歳出差引き残額は七百二十万一千四百六円とありますが、単年度収支額は九百六十一万一千四百八十一円の赤字となつております。これは歳入額の伸びに比べ、医療給付費を始めとする保険給付費の増加によるものであり、今後の財政運営には十分留意を要するものと思われ。

歳入については総額の五二・二四%が国庫支出金であり、ついで国民健康保険料が三三・八一%を占めて、七千七百九十一万七千二百円が収入されております。調定額に対する収入率は九三・九四%と前年度に比べ一・四%低くなつており、保険料の徴収については一層のくふうと努力を望みます。

一方歳出については総額の九二・四一%が療養給付費を始めとする保険給付費で占められており、前年度に比べ二五・四五%の四千八百八十三万九千九百二十円の増加である。その他は人件費を始めとする総務費等があります。

本会計の保険給付費の増嵩は受診率や診料単価の上昇により今後予想されることとあり、健全なる財政運営のため



一層努力されるよう望むものであります。以上を、審査報告といたします。よろしくご検討下さいますようお願いを申し上げます。

議長(石川信義君) 以上を提案理由の説明及び監査結果の報告は終りました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(応答なし)

議長(石川信義君) 以上を質疑は終わります。

○十一番(伊藤忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第百十六号については、厚生委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おかけいたします。ただいま伊藤忠次郎君

から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されました。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

